



金沢市公報

号外第9号

平成30年(2018年)3月16日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●監査公表

○監査公表(第3号)

(監査事務局)

1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成30年3月16日

金沢市監査委員 中 村 哲 郎

取監査第70号

平成30年3月15日

(2018年)

林木則夫様

金沢市監査委員 中 村 哲 郎

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成30年1月16日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木則夫

2 請求書の提出日

平成30年1月16日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書(別紙第1のとおり)による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 政務活動費の経費は条例記載必要経費である。

平成24年に改正された地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第100条第14項は、政務活動費の経費を条例で規定しなければならないと定めている。

金沢市議会政務活動費は、自治法第100条第14項乃至第16項に基づき、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第2号。以下「条例」という。)において規定されていることから、条例に規定されていない経費は政務活動費の経費ではない。

イ 交付された政務活動費は収入額である。

自治法第100条第14項規定により交付された政務活動費は、政務活動費収支報告書の収入額であるが、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年規則第4号。以下「規則」という。)第5条規定の様式第4号においては、収支報告書の「収入」項目に「その他(預金利子等)」を加えている。規則の

様式第4号である政務活動費収支報告書の収入項目の「その他（預金利子等）」は、金沢市が交付していない「収入」であり、交付政務活動費を超える「収入」であることから、「その他（預金利子等）」収入は、自治法第100条第14項及び第15項規定に違反しており、無効である。

交付された政務活動費を超える収入合計額を記載している議員の政務活動費出納簿及び政務活動費収支報告書の支出実態は、交付された政務活動費を全額支出した場合、政務活動費収支報告書「その他（預金利子等）」記載相当額の支出は政務活動費ではない経費の支出である。このため、交付政務活動費額を超える支出額を「自己資金」と記載している高岩勝人議員、澤飯英樹議員及び麦田徹議員は、虚偽報告者である。

ウ 会計年度終了後に前金払政務活動費の収支報告書を修正できない。

金沢市は、公金である政務活動費を前金払で交付しており、交付された議員は、その支出について、「政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類」を政務活動費収支報告書に添付して、「毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。」

ところで、「前金払」とは、金額の確定した債務につき、その履行期の到来前においてその履行をすることをいう（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第163条）ものであり、前金払をすることが経費支出の効果を実現するために必要な場合に認められる例外的な支出方法である。

条例によって確定された政務活動費は、金沢市は前金払支出で交付しているのであるから、精算期日において不履行その他の残余がある場合には、条例第13条の規定において市長が「当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる」となっている。

政務活動費に残余がある議員は、前金払政務活動費であるが故に返還しなければならず、返還後に金沢市は精算することとなるから、交付された政務活動費の精算は当該会計年度で行う必要がある。したがって、当該会計年度終了後には、前金払政務活動費の収支報告書を修正できない。これは、条例においては精算期日の規定がないものの、残余がある議員については条例第10条第2項規定の政務活動費収支報告書等の提出期限である「4月30日」が前金払政務活動費の精算期限となるからである。

よって、政務活動費の経費ではない支出に政務活動費を充当支出していた議員は、金沢市監査委員が違法支出であると判断し、是正勧告した後で、市長が当該議員に請求し、当該議員が金沢市へ返還し金沢市が精算することとなる。それゆえ、当該返還時点の会計年度は、交付政務活動費の会計年度の翌年度以降となる。

したがって、会計年度を超える政務活動費を返還する場合、従前、金沢市議会議員がしていた政務活動費収支報告書を修正すれば当該違法支出額より政務活動費収支報告書「その他（預金利子等）」記載相当額を減額していたことは違法である。上記政務活動費返還は、自治令第159条及び第160条に規定する誤払い金等の戻入措置となるから、当該議員が返還した期日までの民法所定年5分の遅延損害金額を支払う必要がある。

エ 共通経費支出は違法支出である。

平成28年度政務活動費の支出において共通経費を支出した議員は、38名全員であり、最高支出額は53万3,192円で、最低支出額は2万3,403円である。

共通経費は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」と規定しているが、「上記以外の経費で」なおかつ「議員が行う活動に共通して必要な経費」と規定する共通経費は、どのような具体的な経費を特定しているかわからない抽象的な規定である。

平成24年改正の自治法第100条第14項規定が政務活動費の経費を条例記載必要経費とした意図は、住民誰もがわかる政務活動費の経費とすることであり、共通経費は自治法の改正意図に反する経費である。したがって、共通経費の規定は無効である。

共通経費の実態は、自動車リース料、ガソリン代金、携帯電話利用料金及び固定電話料金等の2分の1の額を充当支出してている。

政務活動費は、条例第8条第1項規定の「議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費」である。同条第2項別表規定の共通経費の内容は、「調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費及び会派共用費」「以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」となる。

ところで、議員が共通経費として計上している自動車リース料、ガソリン代金、携帯電話利用料金及び固定電話料金は政務活動に要する経費には該当していない。

すなわち、議員の共通経費の実態は、政務活動のために自動車、携帯電話及び固定電話を利用した経費に

限定される。

そうであるならば、条例規定の共通経費は、「住民相談」で、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」経費となる。

政務活動費を支出できる経費とするための条件は、住民相談のために利用したリース自動車、ガソリン、携帯電話及び固定電話について、政務活動及び政務活動以外に使用した各事実を明らかにした上で、それらの使用割合が2分の1である場合でなければならない。

しかしながら、今回調査した13議員において、住民相談のために、リース自動車、ガソリン、携帯電話及び固定電話を使用した事実を証する書類を議長へ提出している議員はいないことから、13議員の共通経費支出額は、全額違法支出額である。

なお、今回の調査は上記13議員を調査したもので、他の25名については調査していない。

オ 今回調査した13議員は、以下のとおり、共通経費を支出したと報告している。

高岩勝人議員の共通経費支出	53万3,192円
前誠一議員の共通経費支出	53万1,036円
澤飯英樹議員の共通経費支出	51万6,893円
清水邦彦議員の共通経費支出	50万4,620円
中川俊一議員の共通経費支出	49万 570円
源野和清議員の共通経費支出	48万5,961円
麦田徹議員の共通経費支出	46万 212円
秋島太議員の共通経費支出	45万6,718円
小間井大祐議員の共通経費支出	45万 639円
坂本泰広議員の共通経費支出	44万9,999円
小阪栄進議員の共通経費支出	44万2,423円
宮崎雅人議員の共通経費支出	43万9,172円
松井純一議員の共通経費支出	42万4,405円

(2) 措置要求の要旨

請求人は、金沢市監査委員に対し、高岩勝人議員へ53万3,192円、前誠一議員へ53万1,036円、澤飯英樹議員へ51万6,893円、清水邦彦議員へ50万4,620円、中川俊一議員へ49万570円、源野和清議員へ48万5,961円、麦田徹議員へ46万212円、秋島太議員へ45万6,718円、小間井大祐議員へ45万639円、坂本泰広議員へ44万9,999円、小阪栄進議員へ44万2,423円、宮崎雅人議員へ43万9,172円及び松井純一議員へ42万4,405円及びそれらの金額に平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を加えた金額を金沢市へ支払うように金沢市長が当該各議員に請求することを請求する。

[請求人から提出された事実を証する書面]

- (1) 注釈 地方自治法 <全訂> 抜粋 1607頁参照
- (2) 判決 (名古屋高等裁判所平成27年12月24日判決言渡)
- (3) 金沢市議会議員の政務活動費支出実態『平成28年度政務活動費収支報告書』
- (4) 高岩勝人議員の共通経費支出
- (5) 前誠一議員の共通経費支出
- (6) 澤飯英樹議員の共通経費支出
- (7) 清水邦彦議員の共通経費支出
- (8) 中川俊一議員の共通経費支出
- (9) 源野和清議員の共通経費支出
- (10) 麦田徹議員の共通経費支出
- (11) 秋島太議員の共通経費支出
- (12) 小間井大祐議員の共通経費支出
- (13) 坂本泰広議員の共通経費支出
- (14) 小阪栄進議員の共通経費支出
- (15) 宮崎雅人議員の共通経費支出

(16) 松井純一議員の共通経費支出

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、識見選任の林充男委員、議員選任の横越徹委員及び中西利雄委員については、直接の利害関係を有するので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

平成30年1月16日付けで請求のあった本件職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年1月25日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、平成28年度政務活動費のうち、請求人が違法支出とした共通経費が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、議会事務局総務課とした。

2 関係人調査（その1）

政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」（以下「添付書類」という。）は、条例第14条の規定により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年2月5日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務活動費検討会記録について

平成24年の自治法改正により政務活動費の条例を作成するために設置された政務活動費検討会の記録によると、「裁判所の見解は、手引きであっても明確に記載する必要があり、外形的な判断基準がないと裁判所の判断は違法となる可能性がある。本市の方で、法や条例の範囲内で明確に手引きに決めてあり、著しく常識に反しないものであれば、適法であるという判断をされると考えている。」としている。しかし、この裁判所の見解は、政務調査費に係る金沢地方裁判所の判断である。政務活動費について手引きに決めればよいとの考え方には改正後の自治法の解釈を誤っている。また、自動車リース代及び維持費を政務活動費の経費とするには、条例に記載しなければならない。金沢市議会の問題点の核心は、自治法の改正内容を正しく理解していないことである。政務活動費の経費は必要的条例記載事項であり、共通経費の内容規定には、携帯電話利用料金、自動車燃料費又はリース料などの経費を規定しなければならない。

(2) 共通経費について

共通経費支出は全て違法支出である。条例第8条の別表記載の共通経費は、上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費であるが、この規定の内容では、具体的な経費内容を特定しているとはいえない。金沢市の条例の共通経費規定は、どのような経費にも拡大解釈が可能な抽象的規定であり、自治法の趣旨に反する経費である。経費を特定できない共通経費規定は、自治法第100条第14項の趣旨に違反しているゆえに共通経費規定は無効である。

(3) 全国市議会議長会の政務活動費の交付に関する条例案（例）について

全国市議会議長会の市（区）議会政務活動費の交付に関する条例案（例）（以下「条例案（例）」という。）の別表（第5条関係）には政務活動費の経費が10項目記載されているが、共通経費の記載はない。48中核市の条例を調べたが、政務活動費の経費項目に共通経費と記載しているのは、金沢市だけであり、金沢市以外の47中核市には共通経費はない。

また、条例案（例）の別記様式（第6条第1項関係）の政務活動費収支報告書において、収入は、政務活動費のみである。政務活動費の収入は、交付された政務活動費のことであるから、金沢市の収支報告書に記載されている「その他（預金利子等）」は、条例案（例）には記載されていない。

(4) 13名の議員が共通経費として支出した経費について

13名の議員は、自動車のリース料金及び自動車の燃料費・ガソリン代（以下「ガソリン代」という。）を支出している。自動車のリース料金及びガソリン代は、議員が行う活動に共通して必要な経費であって、13名の議員の共通経費であることは認められるものの、そして仮に調査していない他の25名の共通経費であるとしても、政務活動費の経費であるとはいえない。なぜなら、自動車リース料金は、リース自動車の車両代からリース期間満了時の残価、すなわち予想残存価格を差し引いた金額の月額であり、ガソリン代はガソリンの購入価格であるから、いずれも金沢市の条例が規定する政務活動費の経費に該当していない。

自動車のリース料金及びガソリン代の2経費を除く経費支出を見ると、携帯電話の利用料金は、坂本泰広議員を除く12名の議員が支出しており、自宅電話料金は、高岩勝人議員、前誠一議員、秋島太議員の3名の議員が支出しており、複合機・コピー機のリース料金は、澤飯英樹議員、麦田徹議員の2名の議員が支出している。すなわち、携帯電話の利用料金、自宅電話料金、複合機・コピー機のリース料金は1名の議員の共通経費ではない。

〔新たに提出された証拠書類〕（事実証明書の追加）

- (17) 政務活動費検討会記録（金沢市議会）
- (18) 第2回政務活動費検討会記録（金沢市議会）
- (19) 第3回政務活動費検討会記録（金沢市議会）
- (20) 第4回政務活動費検討会記録（金沢市議会）
- (21) ○○市（区）議会政務活動費の交付に関する条例案（例）（全国市議会議長会）

（注）これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 関係職員の陳述の聴取

平成30年2月5日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務活動費の使途基準について

条例第8条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるもの」と規定した上で、調査研究費など12の項目を別表に掲げ、各項目の内容欄でどのような経費が該当するかを定めている。ただ、条例において具体的な例示を含めて規定することは困難なため、金沢市議会では、運用の手引きにおいて、使途基準の具体的な例示を行っているが、ここでも具体例のすべてを網羅することは不可能であり、例示の最後に「等」をつけてあることからも分かるように、想定される典型的な使途を記載しているということにはかならない。条例や運用の手引きに個別具体的に例示されていない費用であっても、議員の調査研究活動その他の活動に有益となる費用であれば、運用の手引きの例示の「等」として、これを含むと解するのが妥当である。

(2) 請求人の主張に対する考え方について

ア 収入項目について

収入項目については、地方自治法では「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の『一部』として」政務活動費が交付されると規定されていることから、政務活動費収支報告書に「その他（預金利子等）」の項目を設けることは問題がないと考えている。各議員の政務活動において、交付された政務活動費を超える支出をした場合、自己資金を収入の一部として計上することが当然想定される。そうでなければ、実施した政務活動に経費を充当することができず、不都合を来してしまうことにもなりかねない。

イ 会計年度終了後の訂正について

収支報告書の訂正については、会計年度終了後であっても、誤った政務活動費の計上があったときには、条例第10条第1項の規定に基づいて、正しい収支報告書を作成・提出することが、当然、必要であると考えている。この訂正によって、会計年度終了後に当該政務活動費の返還が生じる場合でも、これまでの裁判例で認められているように、各議員が負うのは民法に定める不当利得返還義務であり、これは期限の定めのない債務に該当し、具体的な履行請求を受けない限り、遅延損害金を支払う義務を負わず、その差額を返還すれば足りると考えている。なお、条例第13条に定める「当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額」とは、交付を受けた額を超えて政務活動費を支出することも想定されること

を前提として、返還すべき金額を定めたものと解するのが相当である。

ウ 共通経費について

共通経費については、条例第8条第1項、第2項及び別表により、「政務活動に要する経費」を類型化した上で、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」として、政務活動に充てることができる経費の一つに規定している。運用の手引きでは、更に5項目に限定し充当を認めているが、政務調査費から政務活動費への制度改正で、より幅広い活動に充てができるよう改正が行われており、また、過去の裁判において実質的に適法と判断された経費は、政務活動費制度においても、当然に適法な経費であると考えている。これらの経費においては、議員の政務活動にかかる案件や時間を厳密に区別することが難しいこともあり、所要の経費を定められた按分率で算出した額を上限に、政務活動費として充当することができるとしているものである。

5 関係人調査（その2）

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係議員に対し書面による調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務活動費制度の概要

ア 根拠となる法律、条例及び規則等

平成24年法律第72号の自治法の改正により、政務調査費制度は政務活動費制度となり、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てができる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、議長は政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとすると規定された。

イ 本市における政務活動費の交付の経緯

平成24年法律第72号による改正前の自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、同年4月1日から施行した。

旧条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に旧条例を改正し、同年7月から交付対象を「議員」へ変更し、全ての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。また、平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例では、政務活動費を充てができる経費の範囲を定め、政務活動費を充てることができない経費も示している。さらに、平成28年3月に条例を改正し、同年4月から交付金額を月額18万円から月額16万円に減額している。

ウ 交付手続等

- ① 政務活動費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。
- ② 市長は、条例第6条の規定により、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。
- ③ 前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。
- ④ 市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務活動費を交付する。
- ⑤ 前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、規則で定める収支報告書に政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うこととされている。
- ⑥ 議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

条例第8条及び別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）については、政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するとされ、条例別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとされている。条例別表に定める使途基準には、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目が示されており、また、政務活動費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費の経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等に抵触する経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができるとしている。

オ 使途基準の運用指針

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成しており、平成24年4月には親族等への支出に一定の制限を設けるなどの改訂を行っている。平成25年4月には平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例改正により、従前の運用の手引きを金沢市議会政務活動費運用の手引きに改めており、平成27年4月には政務活動費の人件費及び事務所費への充当限度額を2分の1までとするなどの改訂を行っている。また、平成28年4月には事務所費を計上する場合に政務活動事務所届を提出することなどの改訂を行っている。当該運用の手引きにおいては、政務活動費執行に当たっての原則として、

- ① 政務活動が、市行政と関連性を有していること。
- ② 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。
- ③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- ④ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

を掲げるとともに、条例別表に記載している使途基準のほかに「主な例」や「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく平成28年度政務活動費の交付等について

ア 交付

市長は平成28年4月1日付けで交付申請書を受理し、交付する政務活動費の額を16万円×12か月=192万円と決定した上で、その旨を同年4月1日付けの政務活動費交付決定通知書により、議長を経由して各議員に通知している。通知を受けた議員は政務活動費の交付を市長に請求し、市長は当該政務活動費192万円を交付している。

イ 収支報告

平成28年度分の政務活動費については、平成29年4月30日までに各議員から議長に収支報告書等が提出されており、議長は同年5月30日に収支報告書の写しを市長に送付している。

議長に提出された収支報告書等は、議会事務局において使途基準に沿って支出されているかなどの事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 監査基準について

本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その使途基準についても条例第8条及び別表で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中で更に使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

そこで、本件監査に当たっては、上記の使途基準に、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、

方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである。」(平成17年(行コ)第14号 同19年2月9日札幌高裁判決)、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができるとしているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。」、「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的な内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。」(以上、平成19年(行ウ)第5号 同22年3月26日青森地裁判決)との考え方を踏まえた「政務活動費支出の適否についての具体的判断基準」を設け、この監査基準(別紙第2のとおり)に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

(2) 不当利得返還義務について

本市の政務活動費返還請求に係る近時の裁判例によると、不当利得返還義務として、違法支出と認めた額から「調査研究に資するため必要な経費」に充当している自己資金額を控除した額に対し、返還すべき義務を負うと判示していることから、今回の監査においてもこれを採用するものとした。

(3) 共通経費について

請求人は、「政務活動費を支出できる経費とするための条件は、住民相談のために利用したリース自動車、ガソリン、携帯電話及び固定電話について、政務活動及び政務活動以外に使用した各事実を明らかにした上で、それらの使用割合が2分の1である場合でなければならない。」とし、「今回調査した13議員において、住民相談のために、リース自動車、ガソリン、携帯電話及び固定電話を使用した事実を証する書類を議長へ提出している議員はいない。したがって、13議員の共通経費支出額は、全額違法支出額である。」と主張している。請求人が違法支出であると主張した共通経費支出について、その全ての支出に係る領収書等の添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費として按分して充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は、不適切とはいえないでの、請求人の主張には理由がない。

なお、関係人調査において、高岩議員の電話代1~3月分について、「事務所費」に計上すべきところ、誤って「共通経費」に計上したとの回答があったが、既に収支報告書等を訂正し議長に提出するなど所要の手続が完了していることを確認した。また、経費の項目訂正により政務活動費として充当した額を超過した額(903円)については、自己資金の額(1,206円)を下回っており、議員の不当利得により本市に損害を与えるとはいえない。

同様に、関係人調査において、清水議員の灯油代12月分(1,890円)及び坂本議員の自動車リース料1か月分(3万円)について、誤って共通経費に計上したとの回答があったが、既に収支報告書等を訂正し議長に提出するなど所要の手続を行うとともに、誤って計上した金額は、既に返還済みであることを確認した。したがって、議員の不当利得により本市に損害を与えるとはいえない。

さらに、関係人調査において、前議員の事務所電話代3月分及び松井議員のガス代金9月分について、「事務所費」に計上すべきところ、誤って「共通経費」に計上したとの回答があったが、既に収支報告書等を訂正し議長に提出するなど所要の手続が完了し、かつ、経費の項目訂正による返還金は生じないことを確認した。したがって、議員の不当利得により本市に損害を与えるとはいえない。

(4) 遅延損害金について

請求人は、「平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を金沢市へ支払うように」と主張しているが、本市の政務活動費返還請求(遅延損害金)に係る近時の裁判例では、「政務活動費の支出が本件使途基準に適合しない場合において、議員が被告に対して負う返還義務の内容は不当利得返還義務である。議員が負う不当利得返還義務は、期限の定めのない債務であり、権利者が請求したときに遅滞となるが(民法412条3項)、権利者である被告が返還義務を負う議員に対して返還義務の履行を請求した事実は認められない。また、本件条例10条2項は、文言上収支報告書等の提出期限を定めた規定であり、政務活動費の返還期限を規定したものであるとは認められない。」(平成27年(行ウ)第6号 同28年10月27日金沢地裁判決)と判示しており、過去の裁判例においても同様に遅延損害金の請求を認めない判断をしている。請求人は、本件

請求で返還義務を負う議員が具体的な履行請求を受けたと認めるに足る証拠を明らかにしておらず、また、条例第10条第2項は政務活動費を返還する際の履行期を定めた規定であると解することはできないことから、請求人の主張には理由がない。

(5) その他の主張について

請求人が主張する「規則の様式第4号である政務活動費収支報告書の収入項目の「その他（預金利子等）」は、金沢市が交付していない「収入」であり、交付政務活動費を超える「収入」であることから、「その他（預金利子等）」収入は、自治法第100条第14項及び第15項規定に違反しており、無効である。」、「交付された政務活動費を超える収入合計額を記載している議員の政務活動費出納簿及び政務活動費収支報告書の支出実態は、交付された政務活動費を全額支出した場合、政務活動費収支報告書「その他（預金利子等）」記載相当額の支出は政務活動費ではない経費の支出である。交付政務活動費額を超える支出額を「自己資金」と記載している高岩勝人議員、澤飯英樹議員及び麦田徹議員は、虚偽報告者である。」、「当該会計年度終了後には、前金払政務活動費の収支報告書を修正できない。」、「共通経費は自治法の改正意図に反する経費である。したがって、共通経費の規定は無効である。」については、いずれも自治法第242条第1項に規定する、住民監査請求の対象とする「行為又は怠る事実」には該当しないものと解した。

(6) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、平成28年度政務活動費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例第13条の規定により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、不適切な支出が認められなかつたことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(7) 結論

以上のとおり、不適切な支出は認められず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自立性を尊重した運用が行われなければならないが、一方で公金の支出であることから、市民等に対しその使途について説明責任を果たすことが一層強く求められている。

こうした中、金沢市議会においては、従来の政務活動費運用の手引きの公開に加え、政務活動費収支報告書について市庁舎内において市民を対象として閲覧に供するなど、透明性の向上に努めている。さらに、政務活動費運用の手引きの改訂を行い、政務活動の内容、支出の事実等を明確にするよう改善が図られている。

しかしながら、今回の監査対象となった平成28年度政務活動費においては、一部に経費の計上誤り等が見受けられたところであり、議員においては、議長に収支報告書を提出する際には、その計上に誤りがないかなど提出書類の厳格な精査に努められたい。また、議長においては、条例第12条の規定により政務活動費の適正な運用を期すため、提出された収支報告書等について必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努められたい。

今後とも、市議会においては、政務活動費の厳正な運用を徹底するとともに、市民の関心が高い制度であることを十分自覚した上で、適正な事務処理に万全を期されたい。

(別紙第1)

職員措置請求書
—金沢市長に対する措置請求—

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

第1 請求の趣旨

1 政務活動費の経費は条例記載必要経費である

平成24年に改正された地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項は、政務活動費の経費を条例で規定しなければならないと定めている（以下「条例記載必要経費」という。）。

金沢市議会政務活動費は、法第100条第14項乃至第16項に基づき、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）において規定している。

したがって、条例に規定されていない経費は政務活動費の経費ではない。

2 交付された政務活動費は収入額である

法第100条第14項規定により交付された政務活動費は、政務活動費収支報告書の収入額である。

ところが、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条規定の様式第4号においては、収支報告書の「収入」項目に「その他（預金利子等）」を加えている。

規則の様式第4号である政務活動費収支報告書の収入項目の「その他（預金利子等）」は、金沢市が交付していない「収入」であり、交付政務活動費を超える「収入」である。

「その他（預金利子等）」収入は、法第100条第14項及び第15項規定に違反しており、無効である。

「その他（預金利子等）」収入は、政務活動費の収入額ではない。

交付された政務活動費を超える収入合計額を記載している議員の政務活動費出納簿及び政務活動費収支報告書の支出実態は、交付された政務活動費を全額支出した場合、政務活動費収支報告書「その他（預金利子等）」記載相当額の支出は政務活動費ではない経費の支出である。

交付政務活動費額を超える支出額を「自己資金」と記載している高岩勝人議員、澤飯英樹議員及び麦田徹議員は、虚偽報告者である。

3 会計年度終了後に前金払政務活動費の収支報告書を修正できない

金沢市は、公金である政務活動費を、前金払で交付している。

政務活動費を交付された議員は、「議員の調査研究その他の活動に資する」経費である政務活動費支出について、「政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類」を政務活動費収支報告書に添付して、「毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。」

ところで、「前金払」とは、金額の確定した債務につき、その履行期の到来前においてその履行をすることをいう（地方自治法施行令第163条）。普通地方公共団体の支出は、反対給付の履行をまって行うのが本則であるが、前金払をすることが経費支出の効果を実現するために必要な場合に認められる例外的な支出方法である。

条例によって確定された政務活動費は、金沢市は前金払支出で交付しているのであるから、精算期日において不履行その他の残余がある場合には、条例第13条の規定においては市長が「当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる」となっている。

しかし、当該議員は、前金払政務活動費であるゆえに返還しなければならない。

返還後に金沢市は精算することとなるから、交付された政務活動費の精算は当該会計年度でおこなう必要がある。

したがって、当該会計年度終了後には、前金払政務活動費の収支報告書を修正できない。

なんとなれば、条例においては精算期日の規定がないものの、残余がある議員については条例第10条第2項規定の政務活動費収支報告書等の提出期限である「4月30日」は前金払政務活動費の精算期限となるからである。

政務活動費の経費ではない経費支出に政務活動費を充当支出していた議員は、金沢市監査委員が違法支出であると判断し、是正勧告した後で、市長が当該議員に請求し、当該議員が金沢市へ返還し金沢市が精算することとなる。

それゆえ、当該返還時点の会計年度は、交付政務活動費の会計年度の翌年度以降となる。

したがって、会計年度を超える政務活動費を返還する場合、従前、金沢市議会議員がしていた政務活動費収支報告書を修正すれば当該違法支出額より政務活動費収支報告書「その他（預金利子等）」記載相当額を減額していたことは、違法である。

上記政務活動費返還は、法施行令第159条規定の誤払い金等の同第160条規定の戻入措置となるから、当該議員が返還した期日までの民法所定年5分の遅延損害金額を支払う必要がある。

4 共通経費支出は違法支出である

平成28年度政務活動費の支出において共通経費を支出した議員は、38名全員である。

最高支出額は53万3192円で、最低支出額は2万3403円である。

共通経費は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」と規定している。

しかし、「上記以外の経費で」なおかつ「議員が行う活動に共通して必要な経費」と規定する共通経費は、どのような具体的な経費を特定しているかわからない抽象的な規定である。

平成24年改正の法第100条第14項規定が政務活動費の経費を条例記載必要経費とした意図は、住民誰もがわかる政務活動費の経費とすることである。

共通経費は改正法の改正意図に反する経費である。

したがって、改正法の改正意図に反する共通経費の規定は、無効である。

共通経費の実態は、自動車リース料、ガソリン代金、携帯電話利用料金及び固定電話料金等の2分の1の額を充当支出している。

政務活動費は、条例第8条第1項規定の「議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費」である。

同条第2項別表規定の共通経費の内容は、「調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費及び会派共用費」「以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」となる。

ところで、議員が共通経費として計上している経費は自動車リース料、ガソリン代金、携帯電話利用料金及び固定電話料金等であるが、自動車リース料、ガソリン代金、携帯電話利用料金及び固定電話料金は政務活動に要する経費には該当していない。

すなわち、議員の共通経費の実態は、政務活動のために自動車を利用した経費、政務活動のために携帯電話を利用した経費及び政務活動のために固定電話を利用した経費に限定される。

そうであるならば、条例規定の共通経費は、「住民相談」で、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」経費となる。

政務活動費を支出できる経費とするための条件は、住民相談のために利用したリース自動車、ガソリン、携帯電話及び固定電話について、政務活動及び政務活動以外に使用した各事実を明らかにした上で、それらの使用割合が2分の1である場合でなければならない。

しかしながら、今回調査した13議員において、住民相談のために、リース自動車、ガソリン、携帯電話及び固定電話を使用した事実を証する書類を議長へ提出している議員はいない。

したがって、13議員の共通経費支出額は、全額違法支出額である。

なお、今回の調査は上記13議員を調査したもので、他の25名については調査していない。

5 今回調査した13議員は、以下のとおり、共通経費を支出したと報告している。

高岩勝人議員の共通経費支出	53万3192円
前 誠一議員の共通経費支出	53万1036円
澤飯英樹議員の共通経費支出	51万6893円
清水邦彦議員の共通経費支出	50万4620円
中川俊一議員の共通経費支出	49万0570円
源野和清議員の共通経費支出	48万5961円
麦田 徹議員の共通経費支出	46万0212円
秋島 太議員の共通経費支出	45万6718円
小間井大祐議員の共通経費支出	45万0639円
坂本泰広議員の共通経費支出	44万9999円
小阪栄進議員の共通経費支出	44万2423円
宮崎雅人議員の共通経費支出	43万9172円
松井純一議員の共通経費支出	42万4405円

6 請求人は、金沢市監査委員に対し、高岩勝人議員へ53万3192円、前 誠一議員へ53万1036円、澤飯英樹議員へ51万6893円、清水邦彦議員へ50万4620円、中川俊一議員へ49万0570円、源野和清議員へ48万5961円、麦田 徹議員へ46万0212円、秋島 太議員へ45万6718円、小間井大祐議員へ45万0639円、坂本泰広議員へ44万9999円、小阪 栄進議員へ44万2423円、宮崎雅人議員へ43万9172円及び松井純一議員へ42万4405円及びそれらの金額に平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を加えた金額を金沢市へ支払うように金沢市長が当該各議員に請求することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7

林木 則夫

第3 事実証明書

- 事実証明書1 注釈 地方自治法 <全訂> 抜粋 1607頁参照
- 事実証明書2 判決(名古屋高等裁判所平成27年12月24日判決言渡)
- 事実証明書3 金沢市議会議員の政務活動費支出実態(平成28年度政務活動費収支報告書)
- 事実証明書4 高岩勝人議員の共通経費支出
- 事実証明書5 前 誠一議員の共通経費支出
- 事実証明書6 澤飯英樹議員の共通経費支出
- 事実証明書7 清水邦彦議員の共通経費支出
- 事実証明書8 中川俊一議員の共通経費支出
- 事実証明書9 源野和清議員の共通経費支出
- 事実証明書10 麦田 徹議員の共通経費支出
- 事実証明書11 秋島 太議員の共通経費支出
- 事実証明書12 小間井大祐議員の共通経費支出
- 事実証明書13 坂本泰広議員の共通経費支出
- 事実証明書14 小阪栄進議員の共通経費支出
- 事実証明書15 宮崎雅人議員の共通経費支出
- 事実証明書16 松井純一議員の共通経費支出

以上

(別紙第2)

政務活動費支出の適否についての具体的判断基準

I 基本的事項

1 政務活動費を充てることができない経費

○条例別表の備考2	○運用の手引き(具体的事例)
1 政党的活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費(人件費を含む。) ・その他自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に係る経費等
2 慶弔費その他の交際費的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 (町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等) ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他後援会活動に係る経費
5 飲食を主目的とする会合の飲食に	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用

係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用 社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所での飲食経費（居酒屋、温泉レジャー施設など）
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費（事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。） 自動車、バイク、自転車等の購入経費 購入車両の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代） カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外） 自宅事務所の賃料
7 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 委員会等の視察旅費との重複 費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシーレート、ガソリン代等）との重複
8 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> 公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費 祭りへの寄附や差し入れ 地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ 町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ 各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。 後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪
9 使途不明の支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 領収書に「品代」と記載され、何に使われたか不明のもの 領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

2 領収書等添付義務付け

【条例、規則】

○条例第10条

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

○条例別表の備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(9) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

○領収書等のチェック要領

項目		注意事項
1	日付	<p>領収した日が記載であること。 *ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあっては、支払った日を補記すること。</p>
2	あて名	<p>議員名が記載であること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。）。 *あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可 (※)あて名が〇〇〇〇事務所（後援会事務所を除く。）となっているものであって</p>

		も、申立書等により政務活動のために支出したことが確認されたものについては、政務活動費の充当を認める。
3	発行者	記名押印がされていること。 ＊機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4	金額	支出した金額が記載であること。
5	但書き	何の代金か明確に記載であること。 ＊お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可 (※)但書きが記載されていないものであっても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務活動費の充当を認める。
6	印紙	領収書の記載金額5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付であること。また、消印されていること。 (※)印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務活動費の充当を認める。
7	記載事項の訂正	訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがすること。 ＊記載事項の訂正是相手方に行わせること。
8	銀行等の振込金受取書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預金通帳の写し (クレジットカードの明細の写し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レシート	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 ＊あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

II 費目別使途基準

1 共通経費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

【運用の手引き】

（例）

- ・携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料
- ・携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1／2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円／月とします。
- ・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1／2とし、限度額を2万円／月とします。
- ・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1／2とし、限度額を3万円／月とします。
(維持管理費を含む)
- ・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按

分率に準じて充当割合を1／2又は1／3とし、限度額を1万円／月とします。

- ・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1／2とし、限度額を1万円／月とします。

※1 共通経費については、共通経費の（例）に掲げる5つの経費以外の計上はできません。

平成30年(2018年)3月16日 印刷 発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)3月16日 発行 発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円 印刷所 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地	(株) 共 荣